



大町町告示第 15 号

大町町空家等の適正管理に関する条例（平成 24 年条例第 11 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の空家等に対して、緊急安全措置を講じた。

当該空家等については、所有者等が確知できないため、大町町空家等の適正管理に関する条例施行規則（平成 24 年規則第 7 号）第 12 条により、次のように告示する。

令和 5 年 8 月 1 日

大町町長 水川 一哉



1 空家等の概要

- (1) 所在地 杵島郡大町町大字福母 2181 番地 1
- (2) 所有者等 不明

2 緊急安全措置の内容

- (1) 工事名 令和 5 年度 町単独事業  
大黒町地区空家等解体工事（緊急安全措置）
- (2) 措置内容 ①水路上部家屋の解体  
②残存物の飛散防止
- (3) 請負業者 前田建設工業株式会社  
杵島郡大町町大字福母 437 番地
- (4) 費用 957,000 円
- (5) その他 所有者等が確知できた場合は、当該措置に要した費用を請求し徴収する

3 緊急安全措置の実施期間

令和 5 年 7 月 3 日（月）から令和 5 年 7 月 14 日（金）まで

4 緊急安全措置を講じた理由

当該空家等は、倒壊したことで水路を塞ぎかけており、このまま放置すると、水路を完全に塞ぐ恐れがあったため。